

土砂災害

土砂災害は、がけ崩れ、土石流、地すべりの3種類に大きく分けられます。

がけ崩れ

地面にしみ込んだ水分で地盤がゆるみ、突然斜面が崩れ落ちる災害です。傾斜の急な斜面で発生します。

前兆現象

- がけにひび割れができる
- 小石がぱらぱら落ちてくる
- がけから水がわき出る など

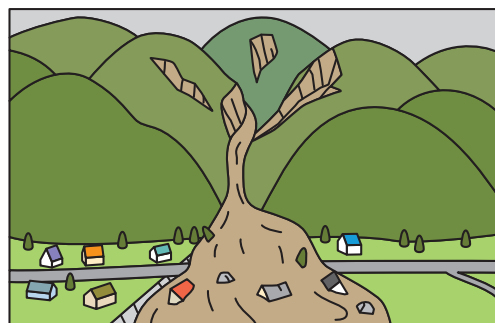


土石流

大雨がきっかけとなり、谷や斜面にたまった土砂が、雨による水と一緒に一気に流れ出して起こる災害です。流れの急な河川や、扇状地(狭い山間を抜けた川が広い平地に出たところ)で多く発生します。

前兆現象

- 山鳴りがする
- 川の流れが急に濁ったり、流木が混ざり始める
- 腐った土の匂いがする
- 降雨が続いているのに、川の水が減り始める など

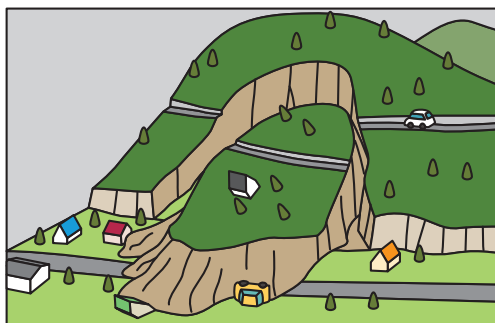


地すべり

地下水などの影響で、地中の粘土層などの滑りやすい層がゆっくりと斜面下方へ動き出す現象です。比較的ゆるやかな斜面で発生します。

前兆現象

- 斜面や地面にひび割れ、陥没ができる
- がけや斜面から水が噴き出す
- 井戸や沢の水が濁る など



トピックス 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域について

土砂災害防止法※に基づき指定される区域で、“土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域”などと定義されており、区域内では以下のような対応がとられます。

※正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

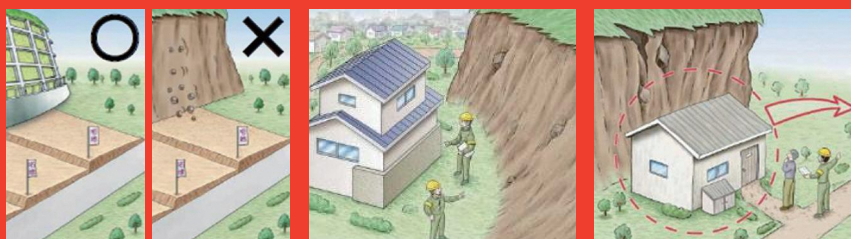
土砂災害警戒区域では

土砂災害に関する情報の収集・伝達方法や避難場所、避難経路に関する検討などの警戒避難体制の整備が進められます。



防災ハザードマップの配布もその一環です。

土砂災害特別警戒区域ではさらに



住宅地分譲、要配慮者施設の建築など特定の開発行為が許可制となります。

作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるか建築確認がされます。

著しい損壊が生じるおそれのある建築物について、移転等の勧告が図られます。

※国土交通省ホームページ「土砂災害防止法の概要」を参考に作成しています。詳しくは、浪江町総務課へお問い合わせください。